

令和5年第5回

美幌町農業委員会総会議事録

令和5年8月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和5年8月25日(金) 午後1時30分から午後1時53分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(20人)

	1番	中川誓子君		2番	坂本和裕君
農地部会長	3番	梅津幸一君		4番	佃徹君
	5番	佐藤章平君		6番	木村勝彦君
	7番	中村寿恵子君		8番	鳥井隆君
	9番	小泉豊和君	農地副部会長	10番	武田透君
	11番	田村秀司君		12番	川原英和君
	13番	安藤良司君		14番	鎌仲照幸君
	15番	高崎利彦君	振興副部会長	16番	山岸洋文君
	17番	酒井祐二君	振興部会長	18番	小林寿美君
職務代理	19番	日並洋君	会長	20番	千葉正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	橋本勝君	主査	矢野豊君
主事補	加賀屋敦君	主事補	石澤美咲君
臨時筆生	寺田裕子君		

議 事 日 程

令和5年第5回 美幌町農業委員会総会
令和5年8月25日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第10号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 6	報告第11号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について
日 程 第 7	議案第13号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日 程 第 8	議案第14号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について
日 程 第 9	議案第15号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第10	議案第16号	農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について
日 程 第11	協議第5号	美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は20名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和5年第5回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号9番 小泉委員、同じく議席番号10番 武田委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査、加賀屋主事補、石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案4件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思っておりますがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第10号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案3ページの2法人でございます。 【議案に基づき説明】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願ひ致します。
議 長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第10号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。

議 長	<p>日程第6、報告第11号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について」を議題と致します。</p> <p>内容番号1号。</p>
事 務 局	<p>これからご説明申し上げます案件はすでに定められている農用地利用集積計画について、真にやむを得ない事情が生じた場合は当事者並びに町が協議して変更ができることから、その旨を報告し承認を頂くものでございます。</p> <p>内容番号1号についてご説明致します。令和2年4月17日付美幌町告示第33号により決定された農用地利用集積計画について令和5年8月18日に変更協議が整ったものでございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。変更理由は一部返還による賃貸面積の変更のため〇〇を地主である〇〇さんに一部返還することになり、その〇〇分として賃貸面積が〇〇㎡の減、賃貸借料も耕作面積の変更に伴い、〇〇円の減となります。以上、よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号1号は承認することに致します。報告第11号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第7、議案第13号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。</p> <p>内容番号2号。</p>
事 務 局	<p>内容番号2号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について賃貸人が他者に賃貸するため、合意解約するものでございます。</p> <p>賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は平成29年6月27日から令和9年6月30日までの10年間、合意解約年月日は令和5年8月1日、土地引渡日は令和5年8月1日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号2号は適当と認めます。</p> <p>議案第13号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第8、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。</p> <p>内容番号14号。内容番号14号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。</p>

(○○委員 退席)

事務局

内容番号14号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧願います。本件は先の議案第13号 内容番号2号で合意解約した農地で賃借人の変更に伴う賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は○○の○○さん、利用権の設定を受ける者は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○、面積は○○㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年8月28日から令和9年6月30日までの4年間、利用調整日は令和5年8月16日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

15番

内容番号14号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は○○さんが借受していた農地でしたが、離農により合意解約したため、○○さんからの申し出により、あっせんを行った結果、○○さんに賃貸するものです。○○さんは玉ねぎと大豆を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号14号は適当と認めます。

(○○委員 入席)

議長

議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議長

日程第9、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。内容番号5号から6号は関連がございますので一括上程致します。

事務局

今月の案件は全3件で内容につきましては賃貸借が2件、売買が1件でございます。
それでは内容番号5号と6号について一括ご説明致します。参考資料は4ページと6ページをご覧願います。本件は先の報告第11号 内容番号1号で集積計画の変更をした農地を含み、新規の賃貸借案件でございます。借受人は○○の○○さん、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から5年間、賃貸料は議案記載のとおりで権利の種別は賃貸借権でございます。内容番号5号についてご説明致します。貸付人は○○の○○さん、土地の所在地は○○、面積は○○㎡でございます。
内容番号6号についてご説明致します。貸付人は○○の○○さん、土地の所在地は○○、面積は○○㎡でございます。参考資料5ページと7ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

9番

内容番号5号と6号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は○○さんの規模縮小に伴い、○○さんは借受人の変更に伴い、近隣で耕作している○○さんに賃貸するものです。○○さんは家族2人で肉用牛の飼育を行っており、令和3年から新規就農し、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを8月18日、中川委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号5号から6号は適当と認めます。
内容番号7号。

事 務 局

内容番号7号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧願います。本件は売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。参考資料9ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

1 6 番

内容番号7号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんの離農に伴い、隣接で耕作している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族3人で玉ねぎ、小麦、大豆、甜菜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを8月16日、高崎委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号14号は適当と認めます。
議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第10、議案第16号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。
内容番号1号。

事 務 局

内容番号1号をご説明する前に新任の農業委員さんもいることから農業公社による買入協議制度についてご説明申し上げます。参考資料10ページをご覧願います。1の趣旨ですが全文朗読致します。農地保有合理化事業の積極的な推進を図り、農用地の流動化をさらに促進し、効率的、安定的な農業経営体の育成を目的として農用地の利用を集積するため、平成6年に農業経営基盤強化促進法が一部改正され、農業公社による農用地の買入協議制度が創設されました。次に2の内容ですが所有者から農業委員会にあっせん(売買)の申出を行います。農業委員会、町、農業公社で譲受人の利用調整を行います。双方の合意が得られず売買が不調に終わった場合、農業委員会は町長に買入協議をするよう総会で決議致します。これが買入協議要請です。このあとご説明する議案がこれに該当します。売買が不調に終わった場合とは具体的には譲受人が一括で土地代金の支払いができない場合などが該当します。売買が不調に終わることによってその優良農地が町外者に流出する危険性があると農業委員会が判断した場合、このように買入協議要請を行います。総会後の流れですが総会后、農業委員会から町長へ買入協議要請を行います。町長は町が作った基本構想に照らし公社による買入が必要と認めた場合、所有者と公社に買入について協議を行うよう通知します。公社は所有者と協議を行い、協議が整えば買入を行い、町に通知します。町は買入のための農用地利用集積計画(案)を作成し農業委員会総会に提出致します。所有者に土地代金が一括で支払われ、土地の所有権が農業公社へ移転されます。公社は買入協議に基づき買入れた農用地を効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、認定農業者等に売渡しますが、通常は5年間公社から借受をして資金を準備して買取ることになります。買入協議制により農用地を公社に

売渡した場合、その譲渡所得に対しては1,500万円の特別控除の適用を受けることができます。ただし、売主は事務手数料として土地代金の2%と消費税を公社に支払うこととなります。次に3の対象農用地ですが、農業振興地域内の農用地区域内にある農用地となり、具体的には土地改良事業が実施された農用地、集团的に存在している農用地、認定農業者が現に耕作している農地に隣接している農用地などが制度対象となります。買入協議制度についての説明は以上です。続いて、内容番号1号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧ください。申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が令和5年8月4日、利用調整を行った時期が令和5年8月4日から令和5年8月18日、利用調整に当たったものは美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号1号は適当と認めます。
議案第16号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第11、協議第5号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。

事 務 局

協議第5号についてご説明致します。本件は8月9日付で美幌町長から町が定める美幌町農業振興地域整備計画において、同計画の変更を行うため意見を求められたもので農用地区域への編入が3件、農用地区域からの除外が1件でございます。なお、編入の案件についてはあつせん農地であり、売買の手続きの際に農用地区域内の農地でなければならないため、今回、編入の手続きをとるものがございます。それでは編入の内容番号1号についてご説明致します。参考資料は14ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は土地売買のためでございます。編入の内容番号2号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は土地売買のためでございます。編入の内容番号3号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は土地売買のためでございます。続いて除外の内容番号1号についてご説明致します。参考資料は17ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、申請理由は植林のためでございます。今後の予定ですが本総会後に町に意見書を提出します。町は北海道に通達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。

議 長

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、協議第5号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。
これをもちまして第5回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

議 長

ご苦労様でした。

閉会 午後1時53分